

○地方分権一括法に基づく基準条例制定に係る関係法律・条項一覧

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次	児童福祉法	第21条の5の18	第1項	指定通所支援に従事する従業者の基準	指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	障害者支援課
			第2項	指定通所支援の事業の設備・運営基準	指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。	—		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室・病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定通所支援に従事する従業者及びその員数 2 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 3 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 指定通所支援の事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
		第24条の12	第1項	指定障害児入所施設等に従事する従業者の基準	指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定入所支援に従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	障害者支援課
			第2項	指定障害児入所施設等の設備・運営基準	指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。	—		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室・病室の床面積 3号 運営に関する事項	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定入所支援に従事する従業者及びその員数 2 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 3 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1～3 従うべき基準 その他の事項 参酌		
		第35条	第2項	都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格	都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。	廃止	—	家庭支援課
		第45条	第1項	児童福祉施設の設備・運営基準	都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。	—	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	こども未来課、 家庭支援課、 障害者支援課
			第2項	1号 従業者・員数 2号 居室・病室の床面積 3号 運営に関する事項	都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数 2 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 3 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1～3 従うべき基準 その他の事項 参酌		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次	老人福祉法	第17条	第1項	養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設備・運営基準	都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	高齢者支援課
			第2項	1号 職員・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 入所定員	都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積 3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 養護老人ホームの入所定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
	第42条	第2項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積 3 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課	
(改正介護 保険法)	介護保険法	第54条	第2項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積 3 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第70条	第2項	指定居宅介護サービス事業者の法人格の有無に係る基準	都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。	従うべき基準	都道府県 指定都市 中核市
			第3項		都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。		都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次		第74条	第1項	指定居宅サービスに従事する従業者の基準	指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第2項	指定居宅介護サービス事業の設備・運営基準	前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。	—		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室、療養室、病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積 3 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 指定居宅サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
(改正介護保険法)	介護保険法	第78条の2	第1項	指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準	第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。	従うべき基準	市町村	介護・福祉事業課
			第4項	指定地域密着型介護老人福祉施設の事業者の法人格の有無に係る基準	市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。	従うべき基準	市町村	介護・福祉事業課
		第5項		市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。				
		1次		第78条の4	第1項	指定地域密着型サービス事業に従事する従業者の基準	指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。	—
第2項	指定地域密着型サービス事業の設備・運営基準				前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。	—		
第3項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護事業の利用定員 4号 運営に関する事項 5号 利用定員(3号除く)				市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積 3 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員 4 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 5 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員	<類型分け> 1～4 従うべき基準 5 標準 その他の事項 参酌		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
(改正介護保険法)		第86条	第1項	指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準	第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。	従うべき基準	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
1次	介護保険法	第88条	第1項	指定介護老人福祉施設の従業者の基準	指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第2項	指定介護老人福祉施設の設備・運営基準	前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。	—		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数 2 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積 3 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1～3 従うべき基準 その他の事項 参酌		
		第97条	第1項	介護老人保健施設の施設基準(療養室、診察室、機能訓練室を除く)	介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより、療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第2項	介護老人保健施設の従業者の基準(医師、看護師を除く)	介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。	—		
			第3項	介護老人保健施設の設備・運営基準	前2項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。	—		
			第4項	1号 従業者・員数 2号 運営に関する事項	都道府県が前3項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数 2 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1・2 従うべき基準 その他の事項 参酌		
		(改正介護保険法)		第115条の2	第2項	指定介護予防サービス事業者の法人格の有無に係る基準	都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。	従うべき基準
			第3項		都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。			

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次		第115条の4	第1項	指定居宅介護予防サービス事業に従事する従業者の基準	指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	-	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第2項	指定居宅介護予防サービス事業の設備・運営基準	前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。	-		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室、療養室、病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積 3 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
(改正介護保険法)	介護保険法	第115条の12	第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の法人格の有無に係る基準	市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。	従うべき基準	市町村	介護・福祉事業課
			第3項		市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。			
1次		第115条の14	第1項	指定地域密着型介護予防サービス事業に従事する従業者の基準	指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	-	市町村	介護・福祉事業課
			第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業の設備・運営基準	前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。	-		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護事業の利用定員 4号 運営に関する事項 5号 利用定員(3号を除く)	市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 2 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積 3 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員 4 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 5 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員	<類型分け> 1～4 従うべき基準 5 標準 その他の事項 参酌		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次	障害者自立支援法	第30条	第2項	1号 従業者・員数 2号 居室、病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前項第2号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数 2 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積 3 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
				第1項	指定障害福祉サービスに従事する従業者の基準	指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市
		第2項	指定障害福祉サービス事業の設備・運営基準	指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	—			
		第43条	第3項	1号 従業者・員数 2号 居室、病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数 2 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積 3 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
		第44条	第1項	指定障害者支援施設等の従業者の基準	指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第2項	指定障害者支援施設等の設備・運営基準	指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。	—		
			第3項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数 2 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積 3 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1～3 従うべき基準 その他の事項 参酌		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
1次	障害者自立支援法	第80条	第1項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設備・運営基準	都道府県は、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。以下この条及び第82条第2項において同じ。)、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	障害者支援課、 介護・福祉事業課
			第2項	1号 従業者・員数 2号 居室、病室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びその員数 2 障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積 3 障害福祉サービス事業の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であって、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
		第84条	第1項	障害者支援施設の設備・運営基準	都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	障害者支援課、 介護・福祉事業課
			第2項	1号 従業者・員数 2号 居室の床面積 3号 運営に関する事項 4号 利用定員	都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数 2 障害者支援施設に係る居室の床面積 3 障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 障害者支援施設に係る利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課	
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体		
1次	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	1号 幼稚園の設備・運営基準 2号 保育園の設備・運営基準 3号 子育て支援事業の基準	前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 1 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。 2 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。))における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 3 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。	従うべき基準 (※参酌基準の部分については既に条例制定済)	都道府県	こども未来課 【※文化環境部文教課と共管】	
			第4項	1号 幼保連携施設の設備・運営基準 2号 子育て支援事業の基準	前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。 1 次のいずれかに該当する施設であること。 イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 2 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。	従うべき基準 (※参酌基準の部分については既に条例制定済)	都道府県		
		第6条	第2項	認定こども園の表示基準	(法律上の条項は削除され、省令において参酌すべき基準として追加)	参酌すべき基準	都道府県		
	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法	第110条	第1項	指定介護療養型医療施設の従業員の基準	指定介護療養型医療施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業員を有しなければならない。	-	都道府県 指定都市 中核市		介護・福祉事業課
			第2項	指定介護療養型医療施設の施設・運営基準	前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の施設及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。	-			
			第3項	1号 従業者・員数 2号 病室の床面積 3号 運営に関する事項	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数 2 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積 3 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	<類型分け> 1~3 従うべき基準 その他の事項 参酌			

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
2次	児童福祉法	第21条の5の15	第2項	指定障害児通所支援事業者の指定基準	都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第7号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。	—	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	障害者支援課
			第3項		都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。	従うべき基準		
		第24条の9	第1項	指定障害児入所施設の指定基準	② 第21条の5の15第2項（第7号を除く。）及び第3項の規定は、第24条の2第1項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	従うべき基準		
	生活保護法	第39条	第1項	保護施設の設備・運営基準	都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。	—	都道府県 指定都市 中核市	福祉・援護課
			第2項		都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 保護施設に配置する職員及びその員数 2 保護施設に係る居室の床面積 3 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 保護施設の利用定員	<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌		
	社会福祉法	第65条	第1項	社会福祉施設の設置基準	都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。	—	こども未来課、家庭支援課、高齢者支援課、障害者支援課、福祉・援護課、介護・福祉事業課	
第2項			都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 1 社会福祉施設に配置する職員及びその員数 2 社会福祉施設に係る居室の床面積 3 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 4 社会福祉施設の利用定員		<類型分け> 1～3 従うべき基準 4 標準 その他の事項 参酌			

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
2次	医療法	第7条の2	第4項	病院開設・病床数の増加・病床種別の変更に係る構造設備・人員の基準	前3項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第30条の4第5項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。	従うべき基準	都道府県	医療課
			第5項	既存の病床数の算定基準	第1項から第3項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。	従うべき基準		
		第18条	—	病院・診療所の設置基準	病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。	従うべき基準	都道府県 保健所設置市	
		第21条	第1項	病院の設置基準	病院は、厚生労働省令(第1号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第12号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 1 当該病院の有する病床の種類に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者 2～11 略 12 その他都道府県の条例で定める施設	<類型分け> 1 従うべき基準 12 参酌	都道府県	
			第2項	診療所の設置基準	療養病床を有する診療所は、厚生労働省令(第1号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第3号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。 1 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者 2 略 3 その他都道府県の条例で定める施設	<類型分け> 1 従うべき基準 3 参酌		
			第3項	病院・診療所の設置基準	都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数(厚生労働省令で定めるものに限る。)については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。	—		

1次・2次の別	法律	条	項	見直し対象		必要となる措置		所管課
				概要	改正後の該当条文	分類	条例制定の主体	
2次	障害者自立支援法	第36条	第3項	指定障害福祉サービス事業者の指定基準	都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。	—	都道府県 指定都市 中核市	介護・福祉事業課
			第4項	指定障害福祉サービス事業者の指定基準	都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。	従うべき基準		
		第38条	第3項	指定障害者支援施設の指定	第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要定技術的読替は、政令で定める。	従うべき基準		
	食品衛生法 ※政省令の改正で対応予定	第29条	第1項 第3項	製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備及び職員の配置に関する基準	(※政省令の改正で対応予定となっており、一括法案上の規定なし)	<類型分け> 施設の設備:従うべき基準 職員の配置:参酌	都道府県 指定都市 中核市	生活衛生課
			第2項 第3項	収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備及び職員の配置に関する基準	(※政省令の改正で対応予定となっており、一括法案上の規定なし)	<類型分け> 施設の設備:従うべき基準 職員の配置:参酌	保健所設置市	